

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 解雇予告手当

Q : 私は、業績悪化を理由に、突然会社を解雇されました。その際、予告手当として、給料の1か月分をもらいましたが、この予告手当にも税金がかかるのでしょうか。

A : 退職所得として課税されることになります。

【解説】

長引く不況から、依然としてリストラを進めている企業も多いようです。

労働基準法では、「使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前に予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日以上平均賃金を支払わなければならない」と規定しています。これにより支払われるものが解雇予告手当と呼ばれています。

この解雇予告手当は、所得税法では退職を原因として一時に支払われるものですから、退職所得として課税されることになっています。

退職所得についての税額の計算は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除し、その残額の2分の1相当額に税率をかけます。

また、退職所得控除額は、勤続年数が20年以下の場合は40万円×勤続年数（最低80万円）、勤続年数が20年を超える場合は70万円×（勤続年数-20年）+800万円で計算します。

なお、ご質問の場合、解雇予告手当のほか、退職手当があれば、それと合算して税額を算定することになります。

